



ければならない。

(秘密保持義務)

第6条 甲及び乙は、丙に関し、本契約の交渉過程、買収監査の過程、契約履行過程を通して相手方より開示された情報、本契約の存在及び内容を本契約締結後10年間は、公認会計士、弁護士以外の第三者に対して開示してはならない。

(合意管轄)

第7条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自署名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

## 目 録

商号

株式会社 ECI

本店所在地

川崎市幸区堀川町580-19

川崎テックセンタービル1F

代表取締役

代表取締役社長 鈴木幹雄

発行済株式総数

251,310株

平成17年3月29日から平成24年10月31日まで

名古屋証券取引所（セントレックス）に上場

平成24年11月1日以降 上場廃止